

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年11月22日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：16件

| No. | 号機等 | 不適合件名 | グレード | 備考 |
|-----|--------|--|------|----|
| 1 | 1号機 | 原子炉格納容器雰囲気モニタ系圧力検出電磁弁（社給材）の誤廃棄が認められたため、対応検討 | C | |
| 2 | 2号機 | 燃料交換機補助ホイスト走行用電動機点検において、ブレーキコイル接続部の断線が認められたため、当該部を修理 | D | |
| 3 | 3号機 | 工具センターの計測器等の校正において、ダイヤルゲージ等（計4台）に校正外れが認められたため、対応検討 | C | |
| 4 | 3号機 | 中央操作室フィルタユニット出口風量スイッチ点検において、接断差に精度外が認められたため、当該計器を交換 | D | |
| 5 | 4号機 | 主変圧器吸湿呼吸器の吸湿剤に劣化が認められたため、吸湿剤を交換 | D | |
| 6 | 5号機 | 廃棄物処理系廃液サンプルポンプ（A）ケーシングドレン弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理 | D | |
| 7 | 6号機 | 気体廃棄物処理系ドレンポンプ軸シール水弁空気駆動部点検において、制御電磁弁に異音が認められたため、当該電磁弁を修理 | D | |
| 8 | 6号機 | 気体廃棄物処理系排ガス乾燥器（A）入口弁及び出口弁空気駆動部点検において、制御電磁弁排気孔よりエアリークが認められたため、当該電磁弁を修理 | D | |
| 9 | 6号機 | 原子炉建屋弁ステム漏えい処理系フロア用電動機点検において、反負荷側ブラケットハウジング部に摩耗が認められたため、当該部を修理 | D | |
| 10 | 6号機 | 原子炉格納容器雰囲気モニタ系サンプリングラック（B）内排気ポンプ点検において、ポンプと配管の継手ナット部不良（ネジ山摩耗）が認められたため、当該部を交換 | D | |
| 11 | 6号機 | 第4給水加熱器（A、B、C）伝熱管渦流探傷検査において、閉止栓施工推奨管（計10本）が認められたため、閉止栓施工 | D | |
| 12 | 6号機 | 高圧炉心スプレイ系ポンプ駆動用ディーゼル発電機補機冷却海水配管サポート点検において、ドレン配管付け根部に外面腐食が認められたため、当該部を点検・修理 | D | |
| 13 | 6号機 | 定期事業者検査のうち原子炉停止余裕検査において、制御棒（10-27）の1ノッチ引き抜き操作を行ったところ、2ノッチ引き抜けてしまう事象が認められたため、対応検討 | C | |
| 14 | 6号機 | 燃料交換機検査において、検査要領書の要領書番号に誤記が認められたため、対応検討 | C | |
| 15 | 集中環境施設 | 高圧圧縮機設備圧縮物取扱機に動作不良が認められたため、当該取扱機を点検・修理 | D | |
| 16 | その他 | 11月20日プレス発表した「6号機燃料交換機の不具合について（続報）」において、残りの燃料移動本数の記載に誤りが認められたため、対応検討 | B | |

【凡例】

| 公表区分 | 事象の概要 | 主な具体例 |
|------|-------------------------------------|--|
| 区分Ⅰ | 法律に基づく報告事象等の重要な事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など |
| 区分Ⅱ | 運転保守管理上、重要な事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など |
| 区分Ⅲ | 運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する | <ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など |
| その他 | 上記以外の不適合事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など |

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで